

事 務 連 絡  
平成 28 年 12 月 1 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて（案）  
に対する意見のとりまとめについて（依頼）

平成 27 年 5 月 29 日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 3 条により、平成 30 年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、同法第 5 条により、被保険者は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有する者から都道府県の区域内に住所を有する者に改正される。

また、国保基盤強化協議会の議論のとりまとめにより、被保険者が同一都道府県内に転居した場合、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐこととするなど、被保険者の負担軽減を図ることとされている。

このため、本年 4 月に通知した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」の 3（4）において、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項として、高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項について、市町村における資格管理の方法等に係る取組の標準化などについて定めることとしている。

今般、都道府県における国保運営方針の策定に資するよう、今後の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の改正を視野に入れて、別添のとおり、「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて（案）」として、考え方の案を整理したので、貴管内市町村に対しても本案をお示しのうえ、都道府県としての意見を取りまとめていただき、平成 28 年 12 月 28 日までに、下記担当までご連絡くださるよう御協力をお願いします。

なお、本案については、案の状態であることを前提に、国保運営方針の検討において、議論の参考にしていただくことは差し支えない。

また、住民票への記載方法等については、総務省と調整中であることを申し添える。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課  
島添、西本（資格）、伊藤（給付）  
電 話：03（3595）2565（直通）  
メール：kokuho@mhlw.go.jp